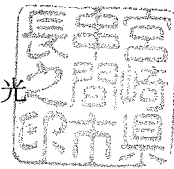


串間市 公告第33号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づき同号に規定する施設等から物品を買い入れ、または役務の提供を受ける随意契約について、串間市財務規則（昭和41年3月29日串間市規則第3号）第117条第2項第3号の規定により、その契約の締結状況を次の通り公表する。

令和 4年 4月20日

串間市長 島田 俊光



- 1 公表の場所 串間市庁舎掲示板及び串間市公式サイト
- 2 公表の内容 令和4年 4月11日から令和5年 3月31日までの間に契約を締結したものの状況